

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯に対する 臨時特別給付金（7万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

給付金の支給額

1世帯あたり 7万円

給付金の支給時期

村が確認書(または申請書)を受理した日から30日以内が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

今年度令和5年度住民税非課税世帯等支援給付金(3万円)を受給し、令和5年6月2日から令和5年12月1日までの期間に世帯員の増加がない世帯

左記以外の世帯

村からお知らせを発送します (要確認)

お知らせに記載されている支給口座に変更がない方、受給を辞退されない方は、そのまま給付金が振り込まれるまでお待ちください。(申請不要)

振込時期：令和6年2月上旬頃

申請が必要です

対象となる方へは令和5年度住民税非課税世帯臨時支援給付金支給要件確認書を発送します。必要事項を記入し同封の返信用封筒にて給付金事務局へご返送ください。

詳しくは裏面「I」へ

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 3万円を受給し、かつ世帯員の増加がない世帯

- 対象となる世帯には、村から、「お知らせ」が届きます。
- 「お知らせ」に記載のある支払口座に誤りや変更がないか確認してください。
- **給付金の受取を辞退したい方は**、給付金事務局（豊根村役場住民課内）にご連絡頂くか、村HPに掲載してあります、「**受取拒否の届出書**」をダウンロード頂き、必要事項を記載の上、**令和6年1月30日(火)までに**給付金事務局へご提出下さい。
- **受取口座を変更したい方は**、村HPに掲載してあります、「**確認書**」をダウンロードして頂き、振込を希望する口座情報を記入の上、**令和6年1月30日(火)までに**給付金事務局(豊根村役場住民課内)へご提出下さい。

II I 以外の世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
 - 令和5年度住民税非課税世帯臨時支援給付金支給要件確認書に必要事項を記入し、本人確認書類・振込口座情報を添付し**同封の返信封筒で村に郵送してください。**
- 【確認事項】
住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



【申請期限】

令和6年3月31日(日)【当日消印有効】まで



「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意下さい！！
給付金の記載事項等の確認の為、豊根村から問合せする事はありますが、ATMの操作をお願いする事やキャッシュカードを預かったり、暗礁番号をお聞きすることはありません。不審な電話がかかってきた場合には、すぐに最寄りの警察または豊根村役場住民課へご連絡下さい。

お問い合わせ

電 話 : 0536-85-1313 受付時間 9:00~17:00 (平日のみ)

提出先 : 〒449-0403

愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2番地
給付金事務局 (豊根村役場 住民課内)